

「学校訪問希望計画書」(4月上旬) 及び 「訪問案内・指導主事派遣申請書」(訪問日前月) の留意事項

1 「学校訪問希望計画書」(全校種同一様式) について

(1) 全訪問に共通する事項

- ・第5希望まで必ず記入し、5つの候補日のうち、3つ以上は、「6月、10月、11月以外」で記入する。
- ・できる限り火曜日から金曜日で選択し、5つの候補日のうち、1回は月曜日を記入してもよい。
※教育実習校の研究発表会を除いて、休日は希望しない。
- ・できるだけ候補日の重なりがないようにする。
- ・教科等が異なる場合は、同一日を記入することができる。
- ・別途指定する日は、他の研修、行事等が行われるため、候補日から除く。
- ・「学校訪問希望計画書」に記入した5つの候補日以外の期日に変更を依頼する場合がある。

(2) 計画訪問について

②特別支援教育計画訪問「新設特別支援学級等訪問」

- ・対象校のうち、「初めて特別支援学級を担当または、通級指導教室を担当する教員がいる学校」への訪問は希望する場合に実施する。
- ・5～7月で候補日を記入する。

④小学校における教科等専門性向上計画訪問

- ・各小学校・義務教育学校(前期課程)は、今年度の実施グループから、異なる教科等を2つ以上選択し、候補日を記入する。令和6年度に延期となった学校は、令和6年度のグループの教科・領域から1つ選択
- ・別のグループから選択した場合は、「備考欄参照」と記入し、備考欄にその旨を記述する。
- ・教科等が異なる場合は、同一日を記入できる。
※右<例>参照

<例>藪田小(Aグループ)の場合
第1希望: 6月3日(火)・社会科
第2希望: 6月3日(火)・生活科
第3希望: 6月10日(火)・社会科
:
第5希望: 7月7日(月)・社会科

(3) 要請訪問について

⑤主題研究訪問

- ・市町教育委員会の指導のもと、候補日を記入する。
- ・候補日を記入できる対象校は以下のとおり。
1 枠目: 幼稚(児)園、小・中学校、義務教育学校、特別支援学校
2 枠目: 幼稚(児)園、中学校、義務教育学校、小学校のうち文科省・県教育委員会指定校又は事務所指定
研修校及び岐阜地区実践研究推進校
3 枠目: 文科省・県教育委員会指定校又は事務所指定研修校及び岐阜地区実践研究推進校
- ・「区分」の欄には、対象及び教科等名を記入する。複数教科等での訪問を希望する場合は、「備考欄参照」を選択し、備考欄に希望する教科等を具体的に記入する。
- ・1つの候補日に対して1つの教科等を記入する。

⑥文部科学省及び県教育委員会指定校訪問

- ・県教育委員会訪問の日程は4月初旬(予定)に別途照会する。

⑦事務所指定研修校訪問

- ・事務所指定研修校公表会の実施日は前年度に決定する。

(4) その他の訪問について

⑧若手・中堅教員等指導力向上訪問

- ・「区分」の欄には、要項で示した日程例から、A：授業公開・授業研究会（部内研）、B：指導案等の検討会、C：教材研究・実技演習の研修会 のいずれかを記入し、その他の訪問を希望する場合は、D：その他<備考参照>と記入し、内容や派遣希望主事等を備考欄に記入する。

(5) 学校訪問希望計画書の提出及び訪問期日の決定について

- ・学校訪問希望計画書は、各市町教育委員会の指定する期日までに提出する。
- ・市町教育委員会を通じて、5月実施分までは4月中旬頃に、6月以降実施分については、5月中旬までに、決定した訪問期日を連絡する。（予定）

(6) その他

- ・学校訪問希望計画書作成様式（電子データ欄外）に示された注意事項も併せて参照する。

2 「訪問案内」、「指導主事派遣申請書」について

(1) 日程について（共通）

- ・訪問は各要項に定める場合を除いて午後のみとする。
- ・公開授業の授業者名を必ず記入する。
- ・「開始時刻」の欄には、訪問者（担当主事）が到着する時刻を記入する。

(2) 「訪問案内」〔様式2－1〕について

- ・計画訪問（道徳教育計画訪問、小学校における教科等専門性向上計画訪問、新設特別支援学級等訪問）を実施する場合に用いる。（学校経営・人事管理訪問、特別支援教育訪問「小・中・義務教育学校訪問」では必要ない）
- ・「主題（研修のねらい）」の欄には、自校及び中学校区の道徳教育の目標（道徳教育計画訪問）や指定教科の指導に係る研修のねらい（小学校における教科等専門性向上計画訪問）等を記入する。
- ・「内容（研修内容）」の欄には、主題を具現するための方途（柱立て）や観点等を記入する。なお、道徳教育計画訪問においては、協議会における協議内容を明記する。
- ・「日程」欄には、各計画訪問の要項に定めた場と担当者を位置付ける。なお、外国人児童生徒支援訪問を併せて実施する場合は、「外国人児童生徒支援訪問に係る懇談」を10分程度位置付ける。
- ・「備考」欄には、特別支援教育推進上の課題や、相談したいこと（新設特別支援学級等訪問）等、教科研修会における工夫や専門性向上に係る指導主事への質問・要望（教科等専門性向上計画訪問）等を記入する。

(3) 「指導主事派遣申請書」〔様式2－2〕について

- ・「日程」欄には、特活主任等が学級経営について、研究主任が研究についてまとめる時間を位置付ける。なお、外国人児童生徒支援訪問を併せて実施する場合は、「外国人児童生徒支援訪問に係る懇談」を10分程度位置付ける。
- ・「事前相談」の欄は、相談を希望する場合のみ記載し、担当主事に相談したいことを記入する。

(4) 提出について

- ・各学校は、各書面を作成するとともに、各市町教育委員会の定める期日までに電子媒体にて提出する。
（文部科学省・県教育委員会指定校への学校支援課訪問等は、要項に定める期日・必要部数）

□岐阜教育事務所への提出締め切り 訪問日のある月の前月20日まで（5月、6月は作成次第、速やかに）